

山形県市町村職員共済組合情報セキュリティ基本方針

山形県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）は、以下の方針により、組合が取り扱う情報資産を様々な脅威から防御し、機密性、完全性及び可用性を維持します。

1 情報セキュリティ対策

組合は、不正アクセス、情報資産の無断持ち出し、地震等の災害、疾病による要員不足及びインフラ障害等の脅威から情報資産を保護するため、組織体制、情報資産の分類と管理、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティ及び緊急時対応計画の策定を含む運用に係る対策を講じます。

2 情報セキュリティ対策基準の策定

組合は、情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定します。

情報セキュリティ対策基準は、組合の事業運営に重大な支障を及ぼすおそれがあるため非公開とします。

3 情報セキュリティポリシーの順守

組合は、本基本方針及び情報セキュリティ対策基準を情報セキュリティポリシーとしてこれを順守します。

4 情報セキュリティ監査及び自己点検

組合は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施します。

5 情報セキュリティポリシーの見直し

組合は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合並びに情報セキュリティに関する状況の変化に対応するために新たな対策が必要となった場合には、情報セキュリティポリシーを見直します。

（平成 28 年 8 月 1 日制定）

（平成 30 年 11 月 29 日全部変更）

山形県市町村職員共済組合